

名古屋市告示第645号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和 6年12月26日

名古屋市長 広 沢 一 郎

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
社会福祉法人名古屋 市総合リハビリ テーション事業団 名古屋市瑞穂区彌 富町字密柑山 1番 地の 2	熱田区障害者基幹 相談支援センター 名古屋市熱田区新 尾頭二丁目 2番 7 号	一般相談支援	2331100210	令和 6年 9月 1日
		特定相談支援		
合同会社ロピタ ル・リセ 名古屋市名東区よ もぎ台三丁目 211 番地の 1	相談支援リセ 名古屋市名東区社 台三丁目 177番地	障害児相談支 援	2371100203	令和 6年 9月 1日
		特定相談支援	2338000306	
		障害児相談支 援	2378000307	
		特定相談支援		

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課